

平成30年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事録

日 時：平成31年2月13日（水）14:00～16:00

場 所：県庁6階第2特別会議室

- 出席者：○伊波 剛 ((福)五和会 地域活動支援センターうむさばる 相談支援専門員)
○松田 建一 ((福)若竹福祉会 地域生活支援センター Enjoy 相談支援専門員)
○小浜 ゆかり (NPO法人わくわくの会 さぽーとせんたーi 所長)
※療育・教育部会 部会長
○高良 幸伸 ((福)沖縄肢体不自由児協会 沖縄中部療育医療センター 院長)
○新垣 ゆかり (県教育庁県立学校教育課 主任指導主事)
○川村 浩樹 (沖縄障害者職業センター所長)
○吉川 嘉朝 ((福)若竹福祉会 南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ
社会就労センター長)
○田中 寛 (沖縄県手をつなぐ育成会 会長)
○上里 一之 (NPO法人 チーム沖縄 代表)
○増山 幸司 沖縄県精神保健福祉会連合会 理事)
○内間 安研 (沖縄市 障がい福祉課 課長)
○石川 博幸 (宮古島市障がい福祉課 課長)
○島村 聡 (沖縄大学 人文学部福祉文化学科 准教授)
※権利擁護部会 部会長
○安村 勤 (NPO法人 名護市障害者関係団体協議会 北部圏域アドバイザー)
※住まい・地域支援部会 部会長
○津波古 悟 (NPO法人 なちゅら福祉ネット 中部圏域アドバイザー)
※相談支援・人材育成部会 部会長
○溝口 哲哉 (NPO法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク 南部圏域アドバイザー)
○津嘉山 航 (株式会社 ゆにばいしがき 八重山圏域アドバイザー)
※就労支援部会 部会長
○下地 晃次 (合同会社 ミックス 宮古圏域アドバイザー)
○大城 玲子 (県子ども生活福祉部 部長)
※議事進行

(欠席)

- 西銘 隆 (沖縄精神保健福祉士協会 会長)
○與儀 達子 (県立大平特別支援学校 校長)

事務局：子ども福祉統括監 名渡山 晶子
障害福祉課 課長 大城 行雄
地域生活支援班 班長 下地 正人
主任 仲宗根 由貴野
主査 古市 実和

	主任	銘苺	大悟
	主任	新崎	加代子
	主任	赤嶺	真也
計画推進班	班長	新城	正志
	主査	与那嶺	満
事業指導支援班	班長	名嘉	寛之
	主任	川上	大
	主任	福村	絵美

オブザーバー：宮古福祉事務所 所長 野原 勝

- 1 各圏域における平成 30 年度活動報告
資料 P 4 から P 23 まで事務局から報告
- 2 各部会の活動報告及び平成 31 年度の活動計画
 - (1) 相談支援・人材育成部会について
資料 P 25 から P 35 まで津波古部会長から報告
 - (2) 療育・教育部会について
資料 P 36 から P 38 まで小浜部会長から報告
 - (3) 就労支援部会について
資料 P 39 から P 46 まで津嘉山部会長から報告
 - (4) 住まい・地域支援部会について
資料 P 47 から P 51 まで安村部会長から報告
 - (5) 権利擁護部会について
資料 P 52 から 52-2 について、島村部会長から報告

3 意見交換

■高良委員

P27 の相談支援の定着支援で、管理者向けの研修会を開催したという実績報告に関連した意見を述べさせて頂きたい。

相談支援専門員が当事者に合わせて支援を行っていくことは大切なことかと思うが、一方で管理者は法人としての労務管理も必要となっている。

相談支援専門員の労働環境を整えていくために、管理者に対してスケジュール管理などについても研修に入れていただきたい。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

相談支援専門員の支援のスキルの 1 つに、スケジュール管理もある。初任の相談員の

場合、管理がうまくない場合がよくあるので、相談支援専門員のスケジュール管理のスキルを上げていかないといけない。

■島村委員（権利擁護部会部会長）

今後、相談支援専門員の上に主任相談支援専門員を配置されることになる。去る1月末に国の方で主任相談支援専門員の研修会が開催された。主任相談支援専門員研修の中にもスケジュール管理に関するプログラムが入っており、主任相談支援専門員にも管理者として労務管理を理解していくことが求められている。

■伊波委員

今の質問に関連して、関係資料のP67の資料⑤県内計画相談事業書の状況のアンケートで、県内相談支援事業所の一般的な実態として、相談支援員の配置が1.97人となっており、2人を満たない事業所が多く存在していることがわかった。

また、支援担当件数が一人あたり平均62.5人の方をケースとして担当されているということが数字として表れている。初任者研修でも研修を受けた後、多くは1人事業所で実際に支援をしていくことになると思うが、事業所内で相談ができる環境というのがどうしても限られている事業所が多いと思う。誰と「振り返り」をして、それを誰と考えていくかというのが地域に求められている結果だと思う。

まず、事業所単位でできること、圏域単位でできることを考える必要があり、利用者が困っていることについて、きちんと発信していくことが重要だと思う。発信ができず、相談員がそれを飲み込んでしまうと相談員自身も精神的にもバランスが悪くなり、結果的に利用者に対しての自立支援が望めない状況になる。今後は、そうならない工夫が必要かと思う。

北部圏域では、圏域の相談部会を中心に、圏域の研修を2回開催したり、年度途中からの取組となるが、各相談支援事業所の相談員を招いて事例検討会を開催したりして、外部の相談支援事業所と情報連携できるように顔を合わす機会を作っている。まだ、効果は分からないが、今後も継続していきたい。

また、地域でのOJTができる環境作りについても初任者研修、現任者研修等を含めてどう組み立てをしていくか、県全体の相談支援専門員の育成ビジョンをどう示して確認していくかというのが、私も県の相談支援・人材育成部会の部会員でもあるため、考えていけたらと思う。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

伊波委員からの御意見について、痛いところを突かれたなという思い。国から示されている特定事業所加算についても、今は1人事業所が多いため、なかなか加算が取れない状況にある。施設の事業所の中で、お互いが相談し合ういわゆる「グループスーパービジョン」みたいなものがない状況にある。1人で抱えて辞めてしまうという3年の壁みたいなものが今回のアンケート結果からも見え隠れしてしまう。

アドバイザー業務の中で、各圏域の相談支援専門員のフォローアップが主な業務となるが、主に中部圏域では、延べ約70名から80名の相談支援専門員の方が、夜にアドバイザーの元に相談に来ている。

主な相談内容は、個別支援会議の持ち方についての悩みや無理難題を言う事業所や利用者に振り回されたりといった相談が多くあった。所属している法人の課長などの管理者と相談をすることができなかつたり、管理者も相談支援専門員のことを理解している訳ではないことから、かえって相談支援専門員を落ち込ませる声かけをされたという相談もあった。そういった相談が、アドバイザーに寄せられるが、法人の中にはアドバイザーはいないため、相談支援専門員の話を受容してあげることしかできない状況にある。

そのため、各市町村で計画相談員の連絡会議を実施するなど、相談員が1人にならないような体制作りをやっていかないといけない。

もちろん、各法人の方で、相談員を増やしてもらうことが必要であるが、引き続き県をあげて検討をしていく必要があると思うため、引き続き皆様の協力をいただきたい。

■石川委員

関係資料3のp56の「4.相談支援従事者研修」について、相談支援専門員の定着率の推計が22%と示されている。

宮古島市も離島ということで、さらに相談支援専門員の定着が深刻な状況となっている。

p25、p26の「①相談支援・人材育成部会活動報告・活動計画」においても初任研、現任研、サビ管ワーキングの報告でも応募者、受講者が示されているが、宮古島市の方から、これらの研修会に応募をしてもなかなか通らないという声がある。受講要件を満たしていないということもあるかもしれないが、相談員を育てることができない。

また、離島であるため、前入りで宿泊して研修の翌日に帰らないといけないなど、4泊から5泊など費用的な負担も大きい。そのため、できるだけ、研修の受け入れについてももう少し増やすなどについても検討を頂きたい。

特に児童発達支援管理責任者研修などは、受講者数が毎年200名前後あるが、応募者数に対して受講者数が少なく、多くの方が受講できていない状況にあるため、受講者数についても見直しをしていただけたらと思う。

また、宮古島市で開催できるのであれば、研修に係る座学は宮古島市が負担するなど、工夫をして多くの人材を育てるというのも一つの手なのかなと思うため、次年度以降、研修体系も見直されるということなので、この点についても考慮していただけたらと思う。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

石川委員のご指摘のように、我々も宮古島市での研修の開催について何度か検討をしたことはあった。実際には、受講者の方がなかなか揃わないということもあつたり、宮古島市の受講者から本島の方が受講しやすい等の声もあがっていたことから、なかなか宮古島市で開催という決定がしづらい状況にある。

資格要件については、今後もっとカリキュラムが厳密になっていくことから、その緩和については、難しい。ただ、宮古島市の中で資格がうまく取りやすいような研修体制の在り方ということについては、引き続き協議をしていく必要はあると思う。

■内間委員

今の質問に関連して、研修会について、市町村も協力するので圏域毎に開催をして欲しいと前年度以前の協議会でも依頼をしてきたところだが、実現していない。

石川委員からも話があったが、今は、インターネット上でも受講ができる環境を整理することは可能だと思われる。研修講師についても人材を確保することは大変かと思われるため、1箇所で開催しているものを同時配信するなどの工夫ができるのではないだろうか。

前にも提案したが、eラーニングという形で、別日に動画保存したものを視聴してもらうなどの方法の工夫を依頼したい。

資格要件が厳しくなればなるほど、研修を積み重ねていくような研修体系になっていることから、研修が受けられない方が増えている。ぜひ、その他の研修（資格要件取得以外の研修）も含めて、動画配信での研修の工夫も検討していただきたい。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

この点に関しては、ケアマネワーキング等のワーキングで協議していきたいと思う。

■増山委員

相談支援専門員の定着率について、根本的に相談員に求められるものが多すぎるという点はあると思う。

アドバイザーの報告の中で、いくつかの市町村で支援計画書の出来があまり良くないところもあったという話もあったが、出来が良くないということが具体的にどういう内容を指しているのかよく分からないが、相談支援の本質は、人と関わることという気がするので、書類の出来映えや書類作成にこだわることは後回しでも良いのではないかと思った。相談員の定着率が悪いのは、どこかに歪みがあるのは間違えないとは思っている。最近では、ベテランの相談員が辞めてしまうことが多く、相談支援の事業所が閉じてしまうなどもあり、このままではまずいのではないかと思った。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

サービス等利用計画は、提供したサービスの支給決定の根拠となっているということもあるため、それが、毎回コピーをして提出されると根拠資料としては具合が悪くなってしまう。

市町村から多くある話として、モニタリングを1回も開催されずに電話で確認をした資料を市町村へ提出しているという事例もある。この点については、内容の整理をしていく必要があるところかと思う。

相談専門員の人材育成をする立場としても、軸縦軸を意識した整理ぐらひはきちんとしていただきたいと思っている。また、みんながみんなそういった事業所ばかりではないため、そこは曲げてはいけないところかと思う。

私の見立てでは、資料で縦軸と横軸がある程度揃っているところは、アセスメントもとれているところが多いように感じる。一方で、縦軸と横軸が整理されておらず文章化されていないところは、アセスメントを疑わないといけないこととなる。しっかりインタビューをしてアセスメントをとって利用者のニーズをとってからプランニングをして

いくという流れがあるので、それができていないと弱い文章になってしまう。そのようなところは、比例しているのではないかと思う。そのため、気になるところについては、市町村はチェックを入れていかないといけないと思う。

■田中委員

私は保護者の立場で参加させて頂いているので、話をさせていただきたいが、意思決定支援や相談支援について、今の事業所の形がどうも成果主義的なものになっていないかというところが気になる。工賃が高い事業所が良い事業所だと。そういったところを保護者が選択することが見えてきている。

先日、私の事業所で、利用者が5人から6人辞めていった。辞めた理由はよく分からないが、どういう事業所かも分からず、知っている人がいるからということで、事業所を移っていった。

しかし、ご本人さんは、泣きながらずっと「ここにいたいんだ」言っていたことや今まで別の事業所に移動していった利用者についても「ここに居たいのに、お母さんがあっちの事業所が（工賃が）高いから向こう（別の事業所）にって言うんだよ」と泣きながら辞めていった事例もあった。

意思決定支援の中には、当然であるが、ご本人の意思が最優先されるものであるはずなのに、モニタリングを含めて色々な形の中で、本当にこの人にあった支援はどこなのかという視点が欠けてしまっていると思う。

しかし、相談員がそこまで関わりきれしていない実態があるのかもしれないが、保護者のエゴだったり、思いやりだったり、一概に善し悪しは言えないが、私も保護者の1人として本当にその人に適した場所なのかどうかということについて、相談員などそういう支援をされる方には、きちんと関わって頂けたらありがたいと思う。親が言っているからということではなく、本当にご本人に適したところかどうか、どういう形でご本人に対応される事業所なのか、指導もできるくらいであってほしい。

相談支援専門員の定着率が低い中で、そういったことを言っても難しいかもしれないが、特に知的障害者をお持ちの方は、ご自身の意思表示をするのが叶わなかったり、苦手な方がいらっしゃるため、ご本人が伝えきれない言葉までしっかりと汲み取っていただけるような支援をしていただけたらと思う。

■津波古委員（相談支援・人材育成部会部会長）

相談員については、もう少しご本人と向き合って支援をしていく必要があると思う。ペーパーで支援を評価するものではなく、そこでどれだけご本人に関わってどれだけ対応をしたかということが大事だと思う。

しかし、それができない実状があるというのが、今、見えてきており、相談員は、3年くらいで辞めてしまうといういわゆる「3年の壁」というのが出てきている。

計画相談支援事業所に関するアンケート調査の中では、1人事業所が多く、スーパービジョンが必要になっているということが結果として出てきているところであるが、なぜそこに充実感が得られないのか、続けられないのかということについて分析をしていながら、本来のケアマネジメントの在り方をいうことを検討していけたらと思う。

■田中委員

もっと極端に言えば、ご本人の意思に反してもしくは嫌がることを無理をさせてやらせることについては、虐待行為にあたるということも言える。今は、いじめの問題や色々な事件があると思うが、知的障害のある方は否応なしに受けざる得ない状況があるため、その点も含めて、相談員にはしっかり関わって頂きたい。

■島村委員（権利擁護部会部会長）

意思決定支援に関連して、少し補足させて頂きたい。今のような意思決定支援についての話は、相談支援に関わらず起きている。事業所の職員そのものが短絡的な発想をしてしまうなど、例えば、利用者から「こうしてほしい」と言われると言われたとおりにしてしまうこと。「こうしてほしい」と言われると、まず、「なぜ」を考え、背景から考える必要がある。そういった癖付けを事業所の職員は身につける必要がある。

国が作成している意思決定ガイドラインでは、このあたりが見えにくいため、沖縄版で作る際には、分かりやすいメッセージで伝えることで現場職員の皆さんが背景から考えられるようになれば、そういったエラーも起きないものだと思う。

■田中委員

もう一つ追加させて頂きたい。支援学校の中で、我々親に対してもこういった対応が必要だという話をされるべきだと思う。けどなかなか、私も含めてだが、それを受け入れない方もたくさんいらっしゃる。

しかし、学校から卒業してしまうと親に対してアドバイスができる機会がなかなかない。県の方でも親に対してそういう指導だとか研修とかをするような場をもっともっと設けていただくことが必要かと思う。

■大城子ども生活福祉部長

今の質問に対して、県からはどうか。

■下地班長（地域生活支援班長）

今、田中委員がおっしゃったことは非常に大事な視点だと思う。私たちの取り組んでいるものでは、発達障害や医療的ケア児など分野に応じて保護者に対しても講演があったり研修をしたりしている。

確かに、全体的な権利擁護的な視点からの実施というのはしていなかったのかなという反省もあるので、我々の方でどういったことができるのか、少し内部で検討させて頂きたいと思う。

■名嘉班長（事業指導支援班長）

加えて、事業所指導の観点から、私たちの方で3年に1回は通所事業所、2年に1回は入所施設の方を実地指導で回っている。そこでは、虐待防止の徹底ということについては、必ず周知しており、今後も引き続き実施していきたい。

■上里委員

私の方からもいくつか意見等があるが、その前に、この会議に参加するにあたって、私のような手の不自由な者が、紙をベースにした資料をめくることが困難であるということを経済局の方に相談をしたところ、事務局の方は快く理解をしてくれて、1週間くらい前に事前に、紙の資料をPDFにデータ化をして閲覧できるように対応していただいた。この会議で合理的配慮の実践をしてもらったということで、この場を借りて感謝申し上げたい。

自分の方からは、サービスを利用している当事者の立場から、また、仕事としては相談支援専門員という立場からいくつか伝えたいと思う。

相談員の研修について、研修が受けられる受けられないというものがあったと思うが、先ほど沖縄市の内間課長からもあったように、ICT技術というものは今はかなり進んでいるので、講義を行う日にちが1日2日であれば、その講義の現場から、インターネット等を活用して、宮古、八重山、その他の離島にも同じ時間、タイミングで講義が聴けるようにICT技術を活用していけば、旅費を使ったり、宿泊費を使ったり何度も何度も本島に足を運ぶのではなくても、本人の負担が軽減されると思う。

市町村の方には、インターネット環境の整備に係る費用等を市町村の自立支援協議会に提案してもらうなどして、市町村の行政の方からも支援を受けられるような取組にしてほしいなと思う。

併せて、北部の方で伊江島、伊是名、伊平屋の相談員の皆さんと何度も連絡会議を持ちたいという話があったが、竹富町や与那国町など距離的に離れている離島を抱えている圏域の方もいるので、そういう部分でもICT技術を活用すれば、必ずしも名護市に毎回毎回集まってというよりは、インターネットを活用した会議が可能であれば、離島との連携同士の連携みたいなものも大いにICT技術というのは可能性があるのかなと感じた。

あと2点あるが、今日の資料のp49にある住まい・地域支援部会の方で、障害者の住宅の確保の課題について、低所得者の住まいの確保の課題を提案したのは私であるが、車いすの方たちが公営住宅の県営住宅を利用したいという場合について話をした。住宅供給公社が毎年、年に1回公営住宅希望者を募集している。6月から7月頃にかけて2週間ほどの期間だったと思うが、その期間で申し込んで、年に1回抽選会がある。障害を持っていない方は、1回抽選をしてそこで当たるか当たらないか、また障害者の場合は、特例とかサポートがあって、1回はなくても2回引くことができるようになっているが、その年に良いくじを引いたからといって、その年に公営住宅に入れるという訳ではなく、前に入居している方が退去してくれないと空きがない。入居をしたいのだけど住宅そのものが足りない。そういったことは、報告のあったグループホームについても同じで、住む場所が根本的に足りないため、かなりハードルが高くなっているという現状がある。

例えば、障害を持っている方や障害児と一緒に暮らしているひとり親の方などがたくさんいたり、中には生活保護を受給している方もいたりして、保護費の中の住宅扶助費は3万2千円ほどとなっている。公営住宅に住めなくなった人が、民間の住宅に住めるかということ今といった生活保護の世帯で、住宅扶助の3万2千円では、民間の住宅は借りられないということは、皆さんもぜひ理解をして頂きたい。

さらには、宮古、八重山の離島では、賃貸住宅の不足や高さにかなり乖離があって低所得者が入りづらいという報告が各圏域の方からもあった。居住に関する部会の開催回数や

抽選だけでなく、低所得者の方を優先できるような、緊急性のある世帯の入居させることができるような仕組み作りについて話し合うような場を住まい・地域支援部会の方でもしっかり回数を重ねて良いアイデアを出して欲しいと思う。

先ほど、田中委員の方からあったが、知的障害者のある方の意思表示、意思決定の部分について、昨年度、重度の知的障害を持った方が、一般の高校入試を受けたいと、その前の推薦入試も含めて地域で中学校まで育った仲間と高校も一緒に行きたいと一般の高校を受験したが、推薦のところで力不足で、一般入試も何も支援もないところで受けて落ちて厳しかったという話がマスコミでは取り上げられていた。そういう子どもたちへも配慮の部分、特に受験とか学校における中間テスト又は期末テストというところに、もう少し、障害の特性を理解してその分を配慮してもらえる例えば、意思決定が難しい子であれば、日頃から支援に関わっている支援員がそばにいて、代弁又は代筆を日頃から地域の市町村の教育委員会とかの方々が関わっていて、不正はないという丁寧な取組について、障害を持っている子どもたちでも一般の子どもたちと同じような受験環境が受けられるような手立てを考える仕組みを作ってほしいと思う。

また、今度ある県民投票に関しても、18歳以上の者に関しては、県民投票ができるが、特別支援学校や対象の子どもたちに対しても投票に行っても欲しいなど案内があってもいいのかなと思う。その時にも意思表示が難しい子どもたち、在宅でも療養している障害を持っている方等、投票所に行けない人たちへの支援についても権利擁護部会でも練っていただきたいと思う。

■大城子ども生活福祉部長

大きく4点ほどの御意見があったが、各部長からお答えできる点はあるか。

■安村委員（住まい・地域支援部会部会長）

住まい・地域支援部会の方から話をしたいと思う。今、上里委員がおっしゃっていたことについては、まず、障害部局で課題を整理し、県居住支援協議会とも連携のうえ、検討していけたらいいと思う。上里委員がおっしゃるように、回を重ねていって議論する内容をブラッシュアップしていくというような流れをまた次年度以降作っていければと思う。

■新垣委員

上里委員から御意見のあった合理的配慮や高校入試の試験においても平成25年から大学センター試験の入試の配慮について、知的障害以外になるが、しっかり明記がされたため、その対応を中学校においても行うように周知を図ってきたところである。障害のある子どもたちにその日だけ配慮をすると全然違う環境になるので、日頃の定期試験から同じような配慮して、例えば、読み上げをしたらこの子は理解ができるという読み上げをした時の点数としていない時の点数などのデータを出して頂いたら、これまでも対応してきている。

今回の知的障害の配慮については、あっせんを受けて、県教育委員会でも対応をして何回かお子さんの状態を見て、どのような配慮が必要なのかを確認した上で、対応しているところである。それが、公平性とか周りの受験生もいるため、そこも含めて説明ができる

形で対応できるようにしている。

合理的配慮については、最近とても課題となっているところで、小中学校の校長会からも合理的配慮は、個に応じて違うため、どのような配慮をすればいいのか研修をぜひ持ってほしいということで、次年度、県立学校教育課では、合理的配慮について再確認をした上で、合理的配慮をしないで受験を向かえるお子さんに対しては、法令違反であるということについて、もう一度徹底をしながら、どのようにすれば、一人一人の合理的配慮が図れるかということをや地域毎に研修をしていこうと考えているところである。

あと1点この話とは別となるが、資料のp11の中部圏域の報告で、学校が福祉の方から入りづらいところになっているという報告があったが、今回、厚生労働省と文部科学省の方で、5月にトライアングルプロジェクトという文書が出ていて、9月に学校教育法施行令が改正になっている。

この文書を見ていると、いかに小学校、中学校、特別支援学校も含めて他機関との連携と言いつつ、これまで相手が入って来づらかったということが、本当に現実的にあるんだということで、1月から市町村教育長会議でも話しているが、他機関からの要請を受けて保護者からの同意がある場合に、支援会議を持ちたいという要望があれば、持たないといけないということを指導主事、教育長、教育委員の会議でも始めたところである。そのため、そういった話があれば、県立学校教育課の方までご連絡をいただけたらと思う。実際に、2件ほど、中部圏域から上がっている。会議を3回ぐらい持って欲しいがどうかという他機関の提案に対し、1回出るので精一杯であるとおっしゃっていた学校があったが、そういう話はせずに、どういった話にしていくのかということも含めて周知を図っていききたい。文書では周知をしているところであるが、その周知がまだ十分ではないということなので、連携が図りやすいように、連携を図って良かったという好事例をいくつか出しながら、実施していききたいと思う。

■大城子ども生活福祉部長

県立学校教育課から心強いご発言だったと思うが、他の御意見があれば。

■島村委員（権利擁護部会部会長）

先ほど、選挙についての意見があったが、公職選挙法との関係もあるので、明確に言える話ではないが、これまでは投票と言ってもこれが本人の意見なのかというのが微妙なところであった。本人の意思で投票するという前提が重要だと思う。この点については、先ほど田中委員が話していたことと絡むものだと思う。親との関係に入り込むというのは、すごく難しいところで、今私たちは、事業所の改善から入っているのだが、先々はそういった意図である。

■大城子ども生活福祉部長

時間が予定の時刻となっているが、まだお話をされていない方、感想でも構わないため、お願いしたい。

■松田委員

相談支援専門員をしているが、先ほどから色々なキーワードが出てきていて、本人の意

思決定などをどういう風に拾い上げていくかという難しさなど、先ほどあった計画相談支援事業所の相談支援専門員の数で平均 1.97 人という中で、実際に相談をする人が少ないという中で、横の連携が大事だなと思った。

タイムマネジメントとか労務管理などについても、南部では先日加算の勉強会を実施しているところであるが、そういったところでは、経営の部分も見据えて、成果主義というのも出ていたが、実際の相談員がやっている動きが反映できる形をみんなで共有して、実際には加算はとれていないが、動いているという事業所もあるので、研鑽していく必要があると改めて感じた。

■高良委員

医療的ケア児についても触れられていたが、実態調査というかニーズについて見えていないところがあるため、調査等もやっていただけたらと思う。

また、意思決定支援については、本人の想いのアセスメントをどういう想いがあるのか、どういう機能を持っているのか、どういう認知なのか、やはりアセスメントをしっかりして、それを保護者に理解してもらい、特性理解が大事になる。本人と親の意見がずれていると、虐待なども生じかねないので、そこをアセスメントして保護者と共有をすることがまずは1番の一步かなと思う。

■大城子ども生活福祉部長

今のニーズ調査に関して、事務局からあるか。

■下地班長（地域生活支援班長）

人数については、今年度調査をしており、207 名という数を市町村から報告を頂いている。ただ、なかなか把握ができていない部分もあると思われるため、引き続き、地域で医療的ケアを必要としているお子さんがどれだけいらっしゃるのか、その方へのどういった支援が必要とされているのか、継続して協議をしていきたいと考えている。

■小浜委員（療育・教育部会長）

医療的ケアのお子さんに限らず、意思決定支援の部分で、小さい頃から療育という中で親子さんに対しての親支援という部分大きい。今はデイサービスが、どんどん増えているが、療育はやったことがなくよく分からないけど、「療育」と名乗っている事業所がすごく多くて、スキルの部分が課題だなと思っている。

サービス管理者研修の中でも意思決定支援については、細かく丁寧に研修の中に盛り込んでいて、支援者の皆さんが日々の支援の中で意思決定支援を現場で活かしていくか、親御さんや関係機関とどうそこを共有するかということが大きいということを一生懸命説明させて頂いているところである。

■吉川委員

就労支援センターで企業への就職目指して対象者への支援を行っているところであるが、特別支援学校だけでなく、普通高校、大学、専門学校からの問合せも増えてきている。資料の p 75 資料でも分かるように、特に特別支援学校の生徒は増加を続けており、卒業生

の3人に一人は企業へ直接就職している。そのサポートに関しては、ナカポツが大事な役割を担っていると思うが、同時期に一斉に動き出す事やボリュームの多さから、対応が後手に回る事が多い。就労定着支援の新サービスも、企業へ直接就職する生徒は、制度上使えない事になっている。

企業へ直接就職した生徒は、様々な要因で退職して、就労系の福祉サービスの利用が必要と思われる方も多いが、計画作成を引き受けてくれる相談支援事業所がなかなか見つからない状況にある。

そこで、以前に相談支援専門員の補助員に対する人件費について、手を挙げた市町村に対し、県がサポートを行っていた事業について、再度行っていく事も一つの方策ではないか。

相談支援専門員の高い要件をクリアするのは、人材を育てていく各法人にとっても、課題になっていると思うので、このような事業のサポートを受けられるのであれば、人員を相談支援に配置する法人も増えるのではないか。福祉の予算は膨らむ一方で、財源の確保には課題があると思うが、そこは児童の相談支援専門員も不足している状況や、学校卒業後の福祉サービス利用でも進路の先生方が苦慮している状況から、教育の分野でも相談支援専門員の育成について、福祉や雇用の分野とも協力しながら、費用負担できるような仕組みを考えるテーブルで議論ができるといいなと思う。

■大城子ども生活福祉部長

就労支援に関してどうでしょうか。

■川村委員

本日、色々御意見頂いておりました、我々の障害者職業センターは、ナカポツさんと一緒に、民間企業への就職の支援をしている。

人材育成というテーマをこの自立支援協議会で、3年ぐらいに頂いて、当方で業務運営計画を策定し、3年間連続して取り組んできている。本日も皆さんからの御意見をお聞きしている中で、例えば、相談支援事業所の方の課題というのは、就労系の事業所とも共通するところだなと思う。

もう一つは、自己決定支援についても、障害のある方が一般企業で働くのかそれとも就労移行なのか、それともB型なのかというところが、ご自身の意思をどこまで正確に反映しているのかということについても共通する課題かなという風に思う。そのため、それぞれのステージで挙げられている課題というのは、私の理解では、どのライフステージでも共通するものはあるんじゃないかなと思う。その共通するものをぜひ自立支援協議会で共通項を探してそれをサービス管理責任者研修であったり相談支援の研修であったり、共通項を全部の研修に必須テーマとして頂くなどを検討いただくと大変ありがたいなと思う。障害者職業センターとしても今回の県障害者自立支援協議会の意見を来年度の業務運営計画に反映させていきたいと考えている。

■溝口委員（南部圏域アドバイザー）

先ほど、松田委員から話してもらったが、昨日、南部圏域で研修会を開催した。前半に、報酬改定についての内容について研修を実施して、後半の時間は、去年も実施したが、ス

トレスマネジメントを圏域の中で、糸満清明病院の山城涼子さんをお願いをしてやっていただいた。

相談員としての立ち位置が、それぞれの法人の中で、どういう立ち位置があって、どうやって上司と話をしていくかということについて、お話いただいた。こういったことは、今後必要になってくると昨日は感じた。

本日、色々御意見を頂けたので、どう現場に反映させていくかということを経営して考えていきたい。

■下地委員（宮古圏域アドバイザー）

宮古圏域も他の圏域とも同様な課題が挙がっているなど感じている。具体的には、相談員の定着率だったり、ベテランの職員が離れていくとか、3年未満の方が離れていくなど、そういったところの課題はあるのかなと思う。そこら辺で、どうやって連携を図っていくのかということについては、各圏域にも相談しながら、そういった横の繋がりというものを重点的に戻ってからも取り組めたらいいと思う。

他にも意思決定支援であるとか、合理的配慮という部分では、まだまだ宮古でも課題があるのかなと思うので、現場の方に戻って事業所の方とも整理をしていきたい。

また、課題ばかりではなくて、今年度取り組めてきたことなども、評価をして、今年度何が出来たのかなと自分たちはここまで今年は頑張ったと、褒める人が誰もいないので自分たちで褒めて、元気を出して頑張っていきたいと思う。

■大城子ども生活福祉部長

これを持って、会を閉めさせて頂く。本日は、貴重な御意見を頂き感謝申し上げたい。

以上